

平成 11 年 8 月 7 日
預金保険機構
理事長 松田 昇

理事長談話

(なみはや銀行の金融整理管財人への就任について)

当機構は、本日、金融再生委員会において、同委員会が金融再生法（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律）第 8 条に基づき管理を命ずる処分を発した、なみはや銀行の金融整理管財人として、金融実務精通者としての法人たる預金保険機構、弁護士 山田 庸男（やまだ つねお）、公認会計士 北野 與志朗（きたの よしろう）の三者が適任である旨意見を述べ、同委員会において上記三者が金融整理管財人に選任された。

当機構としては、これまでの 3 回（国民銀行、幸福銀行、東京相和銀行）にわたる金融整理管財人としての経験等を生かし、他の金融整理管財人ともよく協力して適切な業務運営に努めてまいりたい。

当機構から、なみはや銀行に派遣するスタッフは、金融整理管財人代理 星野 昌洋（ほしの まさひろ）以下、約 30 名である。

なお、なみはや銀行の預金等は全額保護されており、善意かつ健全な借手への融資も継続する方針であり、利用者におかれては心配されることなく、冷静な対応をお願いしたい。

平成 11 年 8 月 7 日

日 本 銀 行

総 裁 談 話

1. 本日、なみはや銀行より、「金融再生委員会から、『金融機能の再生のための緊急措置に関する法律』に基づく『金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分』を受け、金融整理管財人に預金保険機構等が選任された」との報告があった。また、金融再生委員会からも、同様の連絡を受けた。
2. 今後、なみはや銀行は、金融整理管財人の下で、適切な業務運営に取り組みつつ、預金保険機構の資金援助を前提として、速やかに受皿金融機関への営業譲渡等を図っていくこととなる。
3. 日本銀行は、日本銀行法第 38 条の規定に基づく大蔵大臣からの要請を受け、なみはや銀行の金融整理管財人による管理が終了するまでの間、同行に対し業務継続に必要な資金を供給する方針を、本日の政策委員会で決定した。
4. 以上の措置を通じて、なみはや銀行は通常どおり営業を継続するとともに、預金、インターバンク取引を含め、同行の全ての債務の円滑な履行が確保される。日本銀行としては、これにより預金者等の保護及び信用秩序の維持が図られるものと考えている。

以 上